

附属機関等の概要
(1面)

1 名 称	宮崎県都市計画審議会	
2 区 分	☒ 附属機関(地方自治法第138条の4第3項に基づくもの) ☐ 私的諮問機関(有識者等の意見を県政に反映するための懇話会等)	
3 設 置 根 拠	都市計画法第77条第3項(昭和43年法律第100号) 宮崎県都市計画審議会条例(昭和44年6月19日条例第22号)	
4 設 置 目 的	都市計画法によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、および都道府県知事の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため。	
5 担 任 事 務 (協 議 事 項)	①都市計画区域マスタープラン、土地利用、都市施設及び市街地開発事業に関する都市計画決定及び変更に関すること。 ②建築基準法第51条ただし書きに関すること。	
6 会議の開催状況 (令 和 6 年 度)	① 開催期日 令和6年7月31日(第156回) 令和7年3月25日(第157回) ② 主な審議事項 宮崎広域都市計画道路の変更、日向延岡新産業都市計画道路の変更、日向延岡新産業都市計画区域区分の変更、清武南準都市計画区域の指定 など	
7 会議の公開 (傍 聴)	公開(傍聴)の状況	☒ 公開(傍聴可) ☐ 非公開(傍聴不可) 非公開の理由 ☐ 未定
	議事録又は議事概要等の公表	☒ 有り 閲覧場所: 県土整備部都市計画課 県庁ホームページへの掲載: ☒ 有り ☐ 無し ☐ 無し ☐ 未定
8 所管課(室)名	県土整備部 都市計画課 計画担当 電 話: 内線 6981 (直通)0985-26-7192	

9 構成員の名簿

9 構成員の名簿

[illegible]